

広島県告示第五百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市東区馬木二丁目、同区馬木三丁目、同区馬木九丁目、同区馬木町、同区福田町地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の表示	区域の表示及び法	
	馬木二丁目 四九五（四 四一九―二	馬木二丁目 四九五（四 四一九―二	馬木二丁目 四九五（四 四一九―二
	馬木九丁目 一（五六― 八）	馬木九丁目 一（五六― 八）	馬木九丁目 一（五六― 八）
	馬木九丁目 一（五六― 九）	馬木九丁目 一（五六― 九）	馬木九丁目 一（五六― 九）
	馬木一丁目 六四〇（五 五四三―四	馬木一丁目 六四〇（五 五四三―四	馬木一丁目 六四〇（五 五四三―四
	馬木三丁目 一七（五五 四四―六）	馬木三丁目 一七（五五 四四―六）	馬木三丁目 一七（五五 四四―六）
	南礪川（四 八二―二）	南礪川（四 八二―二）	南礪川（四 八二―二）
	寺山川（四 八五隣）	寺山川（四 八五隣）	寺山川（四 八五隣）
	東福田五支 （九四〇隣	東福田五支 （九四〇隣	東福田五支 （九四〇隣

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。